

用語解説

用 語	意 味	
あ	一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物。主なものとして、家庭や事業所から排出される生ごみ・紙ごみなどがある。
	雨水貯留浸透施設	降雨時に、河川や下水への急激な雨水流出量を低減させるため、雨水を一時的に貯留したり、地下に浸透させる施設。また、地下水を涵養することにより、平常の河川の流量を確保する役目も果たす。
	延焼遮断帯	道路、河川、鉄道などの一定幅の空地为軸とし、その周辺の耐火建築物等との組み合わせによって、隣接する地区への延焼を防ぐための帯状の領域。
	オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。
か	幹線道路	都市間や市内の各地域間を結ぶ道路。
	狭あい道路	幅員 4 m 未満の道路。
	狭あい道路整備促進路線	「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」に基づき、整備促進路線として指定された狭あい道路。
	グローバル社会	国境を越えた地球規模の社会。
	国立社会保障人口問題研究所	厚生労働省の付属機関。日本の人口変動の社会経済的背景を分析し、将来人口の見通しを立てるとともに、年金・医療・保育・介護など、社会保障の各分野についての社会科学的な分析を行っている。
	コミュニティゾーン	通過する車の数を少なくしたり、スピードを抑えたりするために、交通規制や車道の曲線化などを行う地区。
さ	災害応急用井戸	災害時に生活用水（飲用以外）として提供して頂けるように、所有者に協力をお願いしている井戸。
	最終処分場	ごみを焼却処理した焼却灰など廃棄物を最終的に埋め立て処分する施設。
	資源循環型社会	ごみの再利用や再資源化によって、エネルギーの投入量や不要物の排出量を少なくする環境にやさしい社会。
	市民の森	山林所有者の協力により、緑を守り育てるとともに、市民の憩いの場として利用する土地（概ね 2 ha 以上）。
	市民利用型農園	横浜市が推進する市民農園の総称で、農協が開設する市民耕作園、農家が指導する栽培収穫体験ファームなどがある。平成 15 年 8 月に認定された市民利用型農園促進特区により、本市全域で農家やその他の個人・法人も市民農園を開設できるよう規制が緩和された。
	消防水利	消火栓や防火水槽など、消防の際に利用できる水源。
	人口集中地区（D I D）	国勢調査において、人口密度が 1 km ² 当たり 4,000 人以上の基本単位区が市区町村の境域内で互いに隣接し、それらの隣接した地域の人口が 5,000 人以上を有する地域。
	親水護岸	水辺に近づきやすいように、階段状または緩やかな勾配になっている護岸。
	スプロール開発	道路や下水道などの都市施設が整備されないまま、虫食い状の無秩序な市街地が形成される無計画な開発。
	生活道路	幹線道路、地区幹線道路に囲まれた地区内を結ぶ道路（地区内道路）。
	生産緑地地区	生産緑地法に基づき、都市における貴重な緑地の適切な保全を図るため、市街化区域内において指定された農地。
	総合公園	都市公園法に基づく都市公園の 1 つで、都市住民が休息、遊戯、運動など、総合的な利用をするための公園。

た	地域ケアプラザ	市民が住みなれた地域において、健康で安心した生活を営むことができるように、地域の福祉活動、保健活動の支援を行うとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する施設。
	地域循環システム	一定の地域内で「①各家庭から出される生ごみを堆肥化し、②農家はその堆肥を利用して農産物を生産し、③生産された農産物を地域で販売する」という、生ごみと農産物が循環する仕組み。ごみの減量化と同時に、優良な堆肥による有機農産物の生産が図られる。
	地区幹線道路	幹線道路間を結ぶ道路。幹線道路とともに道路ネットワークを形成する。
	地区計画	地区の特性を踏まえた良好な環境の街区を整備・保全するため、建物の建て方などの具体的なルールを定める制度。
	地方分権	国が有している行政権限（行政サービス）の一部を地方公共団体に移譲すること。
	中期政策プラン	平成14年度から平成18年度までの5か年間を計画期間とした市政運営の基本的な指針。「民の力が存分に発揮される都市・横浜」の実現を基本目標に、市民生活のニーズと都市・横浜のかかえる課題に対して、市民とともに取り組むべき主な施策や事業を掲げている。
	昼夜間人口比率	昼間人口の夜間人口に対する割合。
	都市計画道路	都市の健全な発展と秩序ある整備を図る都市施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定した道路。
	土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、換地（土地の交換）と減歩（地権者からの用地の一部提供）により公共用地を生み出すことで、道路、公園等の公共施設の整備と宅地の増進を図る事業。
な	農業振興地域	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、今後とも農業の振興を図るべき地域。
	農業専用地区	まとまりのある優良な農地の確保により、都市農業の確立と都市環境を保全することを目的として設置される地区。
	農用地区域	農業振興地域のうち、特に農業上の利用を確保すべき土地。
は	バリアフリー	建築物などの物理的障壁や、制度・情報・意識などの社会的障壁がないこと。
	ふれあいの樹林	山林所有者の協力により、市民のふれあいの場として保全・育成をする、市街地の主に樹林に囲まれた緑地（概ね1～2ha以上）。
	分権化	権力を1箇所に集中しないで分散させる動き。
	ボランティア	自分の意志で社会のために奉仕する人。
ま	まちのルールづくり相談センター	地区計画や建築協定などのまちのルールづくりについての相談・支援を行う部署。
や	遊水地	水害を抑制するため、大雨時などに増加する河川の水を一時的に貯めるために設けられた土地。
ら	緑地協定	都市緑地保全法 ^{注)} に基づき、地域住民が自分たちの住む街を良好な環境としていくために、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全または緑化に関する協定を締結し、市へ認可申請するもの。
	緑地保全地区	市内の良好な自然環境を有する緑を保全し、快適で住みよい街づくりを目指して、都市緑地保全法 ^{注)} に基づき都市計画決定手続きを経て指定するもの。
	緑地保存地区	土地所有者と契約を締結し、良好な都市環境の形成及び健康で文化的な住宅環境の確保のために保存する、市街地の主に樹林に囲まれた緑地（概ね1,000m ² 以上）。
	緑被率	一定区域における緑地（農地、草地、樹林地）の占める割合。
わ	ワークショップ	参加者がグループ作業により、現状分析、課題の設定、提案の作成、実現のための仕組みの検討などを行う活動（集まり）。それによって、参加者相互の意識の共有化や合意による意思決定を行う。

注) 平成16年12月に都市緑地保全法等の一部を改正する法律が施行されましたが、緑地協定、緑地保全地区制度の内容に関する変更はありません。